

村から町への歩み

合併以来満八年経過
昭和三十一年九月二十八日に八
町制施行については、昭和三十
八
年十一月本村定例村議会において
潮村が賛成してここに満八年を

一般住民の声としての要請がなされ
ました
次に町になるための要件を記し
ます。

町としての要件に関する条
例

昭和三十三年三月二十三日条
例第十四号
昭和二十八年十月二十日条
例第五号改正

町となるべき普通地方公共団体
は左に掲げる要件を具備していな
ければならない。但し、二以上の町
を廃し又は町及び村を廃しその区
域をもって一の普通地方公共団体
を設置する場合においては第二
号、第三号及び第五号に掲げる要
件は適用しない。

一、人口（官報で公示された最近
の国勢調査又はこれに準ずる全
国的な人口調査の結果による人
口以下同じ）五千以上を有する
こと。

二、当該普通地方公共団体の中心
の連たる区域内に在る戸数が全
戸数の五割以上であること。

三、商工業その他の非農村的業態又
は、非農村的業態に従事する者
及びその者と同一世帯に属する
者の数が逐次増加の傾向にある
こと。

四、官署又は県の公署が設けられ
ていないこと。

五、商工業その他の非農村的業態又
は、非農村的業態に従事する者
及びその者と同一世帯に属する
者の数が逐次増加の傾向にある
こと。

六、病院、診療所、劇場、映画館
等の施設が設けられていること
（一部改正（昭和二十八年条例五
四号））



庁内の一

附則
この条例は公布の日からこれを
施行する。
この条例施行の際現在に在る町
は、この条例によって町となっ
たものとみなす。

附則（昭和二十八年十月二
十号条例第五四号）
この条例は公布の日から施行す
る。

躍進する八潮町の現況

（昭和39年4月1日現在）

八 潮 村	
人 口 現 在	17,329人
昭和39年4月1日現在	
方 針 当 り 人 口	956人
官 報 告 示	13,307人
昭和35年10月1日国勢調査	
方 針 当 り 人 口	734人
合 併 当 時	12,712人
昭和31年9月28日現在	
方 針 当 り 人 口	701人
戸 数 現 在	2,804戸
官 報 告 示	2,226戸
合 併 当 時	2,003戸
連たん状況 戸 数	1,717戸
全戸数に対する割合	61.2%昭和38年度
人口増加率	10.17%
区 域 面 積	18.12km ²
東 西	5.23軒
南 北	7.45軒
業態生業の割合 都市的商工業	(673戸) 3,365人
	(24.0%) 19.4%
そ の 他	(1,151) 6,958人
	(41.0%) 40.2%
業 態 計	(1,824) 10,323人
	(65.0%) 59.6%
その他の業態計 農業	(945) 6,910人
	(33.7%) 39.9%
そ の 他	(35) 96人
	(1.3%) 0.5%
計	(980) 7,006人
	(35.0%) 40.4%
官 公 署	農林省埼玉食糧事務所出張所 1
	草加警察署巡査部長派出所 1
	巡 査 駐 在 所 3
	郵 便 局 1
学 校	小 学 校 児童数 (1,855人) 3
	中 学 校 生徒数 (885人) 1
文化施設	公 民 館 本館1 支館3 分館3
	体 育 館 1
	農事センタ ー 1
	有 線 放 送 1
公 営 事 業	上 水 道 簡易2有



庁内の一

国 税 (所得税) 納 税 額	29,695,000円
1 人 当 り	1,714円
県 税 納 税 額	55,372,610円
1 人 当 り	3,195円
町 税 納 税 額	59,051,519円
1 人 当 り	3,408円
前年度予算総額 一般 会 計	174,421,020円
国 保 特 別 会 計	16,964,000円
簡易水道特別会計	22,001,000円
計	213,386,020円
生 産 額 総 額	12,896,376千円
一 戸 当 り	7,442千円
生産額内訳 鉱 工 業	11,968,530千円
農 業	527,846千円
そ の 他	400,000千円
交 通 状 態 乗 合 自 動 車 量	バス往復172回
	1日平均3,084人
その他の自動車量	乗用車60台
バス停留所数	42ヶ所
郵便・1日当り平均 発 信	380
受 信	954
電 報・1日当り平均 発 信	13
受 信	46
電 話 加 入 数	396
郵便局 種 類 等 級 別 表	無集配特定局
ラ ジ オ 聴 取 戸 数	410戸
テ レ ビ 聴 取 戸 数	2,222戸

過去5年間の財政調 (自昭和31年度至昭和38年度決算)

(1) 一般会計

歳 入	昭和31年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
款	円	円	円	円	円
1. 村 税	11,814,000	35,569,508	47,148,975	59,051,519	83,391,379
2. 地 方 交 付 税	2,959,500	17,140,000	24,853,000	21,165,000	20,209,000
3. 公営企業及財産収入	50,000	992,506	3,807,751	241,324	294,429
4. 使用料及手数料	44,250	391,880	454,650	492,090	586,870
5. 国 庫 支 出 金	1,866,499	3,112,863	12,365,139	9,489,985	10,699,609
6. 県 支 出 金	206,500	1,935,315	1,847,018	1,772,050	1,976,201
7. 寄 附 金	1,000	519,500	270,900	2,255,758	8,399,000
8. 繰 越 金	—	5,329,771	6,639,812	10,653,218	7,261,293
9. 繰 入 金	2,250,751	3,538,763	—	—	2,000,000
10. 雑 収 入	10,656,000	676,591	1,295,112	889,719	1,125,979
11. 村 債	—	4,000,000	—	11,000,000	35,700,000
歳 入 合 計	29,848,500	73,206,697	98,682,357	117,010,663	171,643,760

歳 出	昭和31年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
款	円	円	円	円	円
1. 議 会 費	582,600	1,384,066	2,409,404	2,508,605	3,406,168
2. 役 場 費	7,842,500	12,548,947	14,355,102	18,929,912	20,810,186
3. 消 防 費	1,974,500	1,909,170	2,408,863	2,774,617	2,974,770
4. 土 木 費	4,713,450	5,263,350	11,046,532	15,800,547	24,964,761
5. 教 育 費	9,945,630	24,510,292	40,969,426	51,291,338	74,061,303
6. 社会及労働施設費	181,650	884,011	1,163,237	1,175,898	1,877,170
7. 保健衛生費	465,700	1,938,132	2,507,675	2,364,652	2,915,511
8. 産業経済費	1,716,218	7,889,983	6,702,585	5,779,727	9,468,899
9. 財 産 費	91,552	504,094	490,951	538,727	5,653,412
10. 統計調査費	13,900	195,510	22,493	50,505	53,510
11. 選 挙 費	142,300	640,941	493,142	482,523	680,326
12. 公 債 費	—	85,140	169,160	626,598	1,479,336
13. 諸 支 出 金	1,778,500	11,375,749	5,290,569	7,425,721	18,400,902
14. 予 備 費	400,000	—	—	—	—
歳 出 合 計	29,848,500	69,129,385	88,029,139	109,749,370	166,746,254

(2) 国民健康保険特別会計

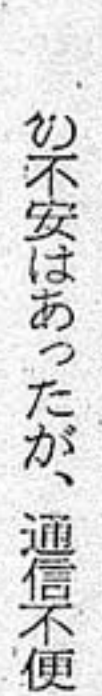
歳 入	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
款	円	円	円	円
1. 国民健康保険税	5,063,625	6,028,422	6,910,242	8,340,365
2. 一 部 負 担 金	261,143	136,164	164,857	101,074
3. 財 産 収 入	176,243	291,171	294,484	322,815
4. 手 数 料	9,480	4,650	3,940	2,720
5. 国 庫 支 出 金	3,613,968	4,500,967	5,727,945	7,243,795
6. 県 支 出 金	4,500	4,500	4,500	131,300
7. 寄 附 金	—	—	—	0
8. 繰 入 金	1,000,000	800,000	1,000,000	1,000,000
9. 繰 越 金	616,004	1,180,258	1,157,700	937,281
10. 雑 収 入	12,985	30,501	27,745	47,390
歳 入 合 計	10,757,948	12,976,633	15,291,413	18,126,740

歳 出	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
款	円	円	円	円
1. 役 場 費	1,326,341	1,746,603	2,104,126	2,556,452
2. 保 険 給 付 費	6,949,200	8,734,085	10,697,395	12,281,860
3. 保 険 施 設 費	297,945	321,323	410,940	793,830
4. 趣 旨 普 及 費	195,520	231,685	135,470	136,320
5. 財 産 費	176,243	—	—	0
6. 諸 支 出 金	132,441	185,237	306,201	350,833
7. 予 備 費	—	—	—	0
歳 出 合 計	9,077,690	11,218,933	13,654,132	16,119,295

(3) 簡易水道特別会計

歳 入	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
款	円	円	円	円
1. 簡 易 水 道 収 入	5,372,662	12,230,646	15,932,185	20,442,465
2. 前 年 度 繰 越 金	6,689,963	2,514,163	7,868,785	8,693,127
3. 雑 収 入	328,956	93,481	377,608	219,038
歳 入 合 計	12,391,581	14,838,290	24,178,578	29,354,630

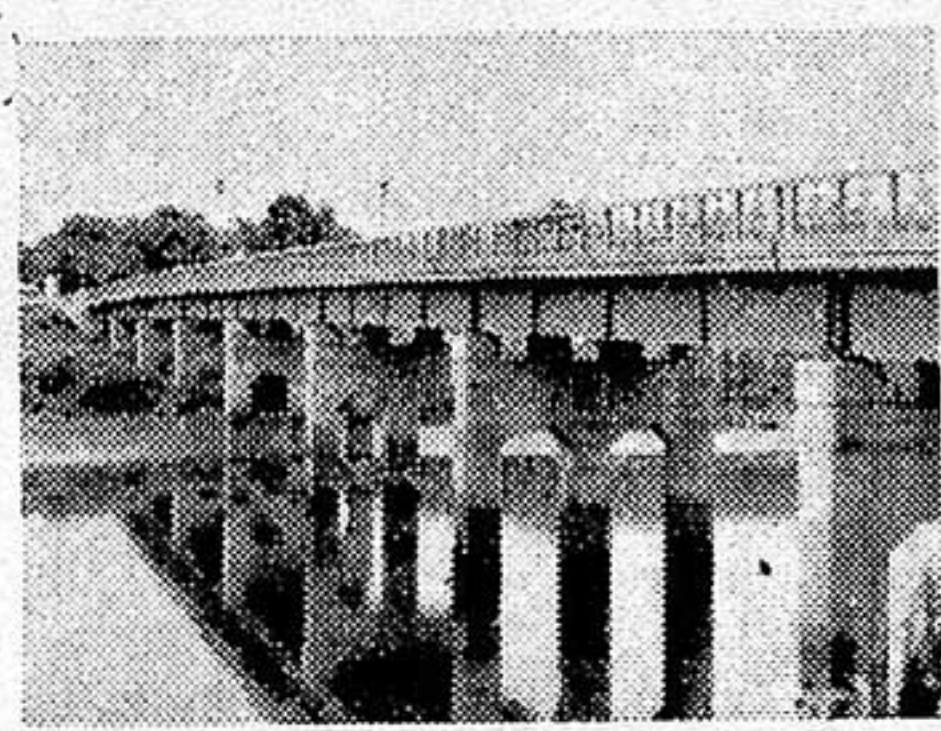
歳 出	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度
款	円	円	円	円
1. 簡 易 水 道 費	25,453,015	1,278,366	1,559,389	1,688,571
2. 事 業 費	1,716,311	3,193,077	5,074,610	6,103,473
3. 工 事 費	24,261,200	—	6,697,382	8,617,583
4. 諸 支 出 金	822,492	647,448	355,350	285,009
5. 公 債 費	1,218,600	1,850,614	1,798,720	1,798,720
6. 予 備 費	—	—	—	—
歳 出 合 計	53,471,618	6,969,505	15,485,451	20,493,356



— 885 —

「八条橋」と「潮止橋」の沿革

【八条橋】は北葛、南葛に連なり、土橋長さ一四三・二〇米、幅四・二米、積六三・八七の堅牢な橋の架設を完了、同年十一月十六日に盛大な竣工式を挙げた。昭和六年十月八日には故秩父宮親王殿下が、陸軍大学生の御資格で御見学の便を助けてきたが、産業の振興と交通機関の発展に伴い架橋の要を痛感し、両岸の有志者が相謀り、昭和五年五月架橋組合を組織し、昭和十三年三月三十一日認可を得て工費総額金一六六千円を投じて工事に着手した。



八条橋

工事には陸軍工学校に請願し、昭和五年十一月一日將兵三百余名が出動し着手以来二旬日を出てす

限を四〇としたが昭和二十九年ト急遽永く橋化が沿線市町村民の熱望の的となった。

【潮止橋】は、江戶時代から千住山街道のや中間に古利根川をはさんで右岸が八条橋の大橋、左岸が二合半の戸カ崎村でこれを渡船によって連絡されてお



潮止橋

て、昭和三十八年九月には特別教室の完成、三十九年六月に体育館、九月には管理室と総工費一億七千万円という巨額を投じて僅か三年の短期間でこの大事業をなしたことは、他市町村のとうと感謝を捧げます。

【八条橋】は北葛、南葛に連なり、土橋長さ一四三・二〇米、幅四・二米、積六三・八七の堅牢な橋の架設を完了、同年十一月十六日に盛大な竣工式を挙げた。

【潮止橋】は、江戶時代から千住山街道のや中間に古利根川をはさんで右岸が八条橋の大橋、左岸が二合半の戸カ崎村でこれを渡船によって連絡されてお

て、昭和三十八年九月には特別教室の完成、三十九年六月に体育館、九月には管理室と総工費一億七千万円という巨額を投じて僅か三年の短期間でこの大事業をなしたことは、他市町村のとうと感謝を捧げます。

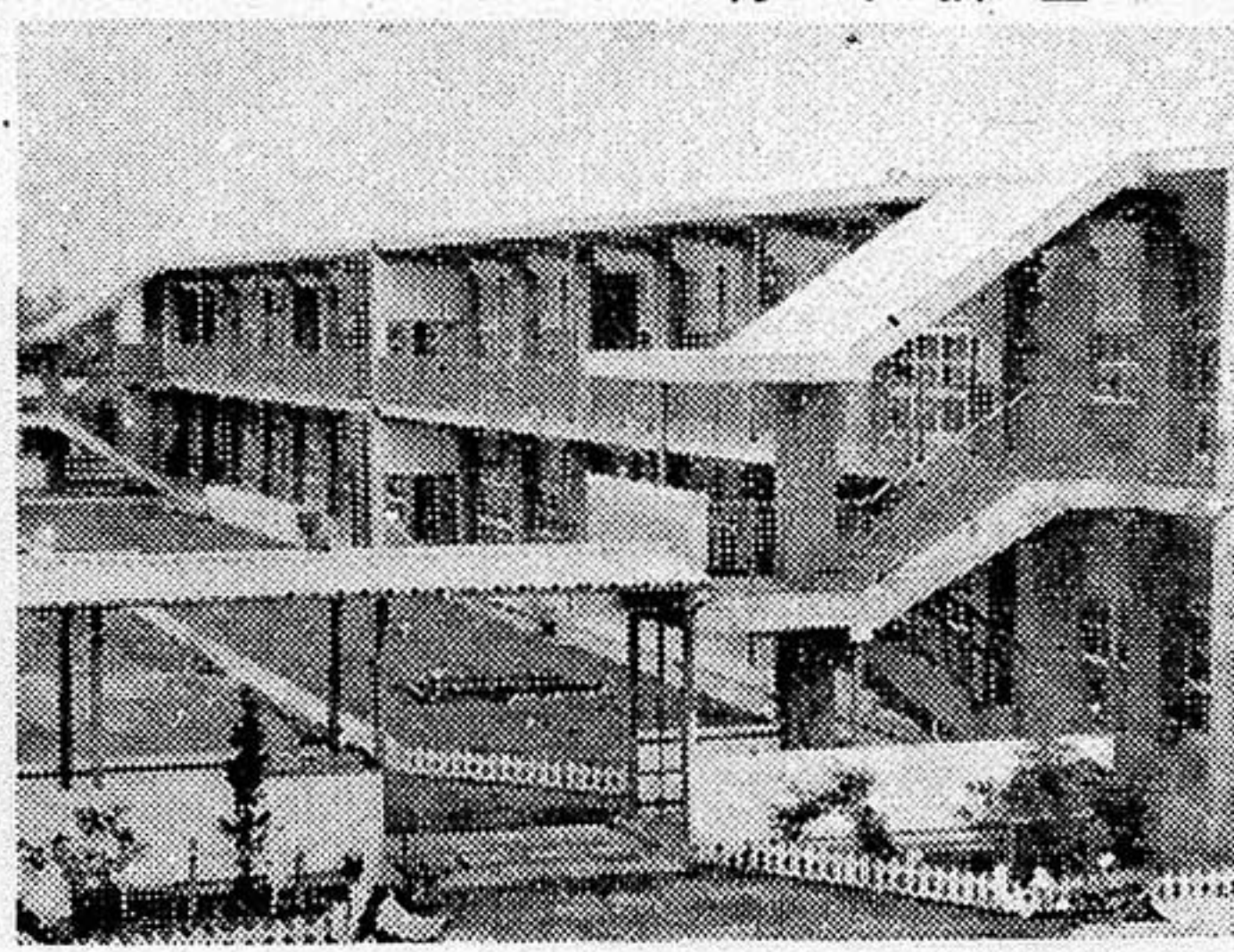
【八条橋】は北葛、南葛に連なり、土橋長さ一四三・二〇米、幅四・二米、積六三・八七の堅牢な橋の架設を完了、同年十一月十六日に盛大な竣工式を挙げた。

【潮止橋】は、江戶時代から千住山街道のや中間に古利根川をはさんで右岸が八条橋の大橋、左岸が二合半の戸カ崎村でこれを渡船によって連絡されてお

て、昭和三十八年九月には特別教室の完成、三十九年六月に体育館、九月には管理室と総工費一億七千万円という巨額を投じて僅か三年の短期間でこの大事業をなしたことは、他市町村のとうと感謝を捧げます。

祝八潮町誕生

川上行則 特別教室



八潮町が誕生した意気込みの年

八潮町が誕生した意気込みの年、八潮村が誕生して僅か八十年の歳月でこのような発展を遂げることは想像出来たでしょうか？

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

八潮中学校

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

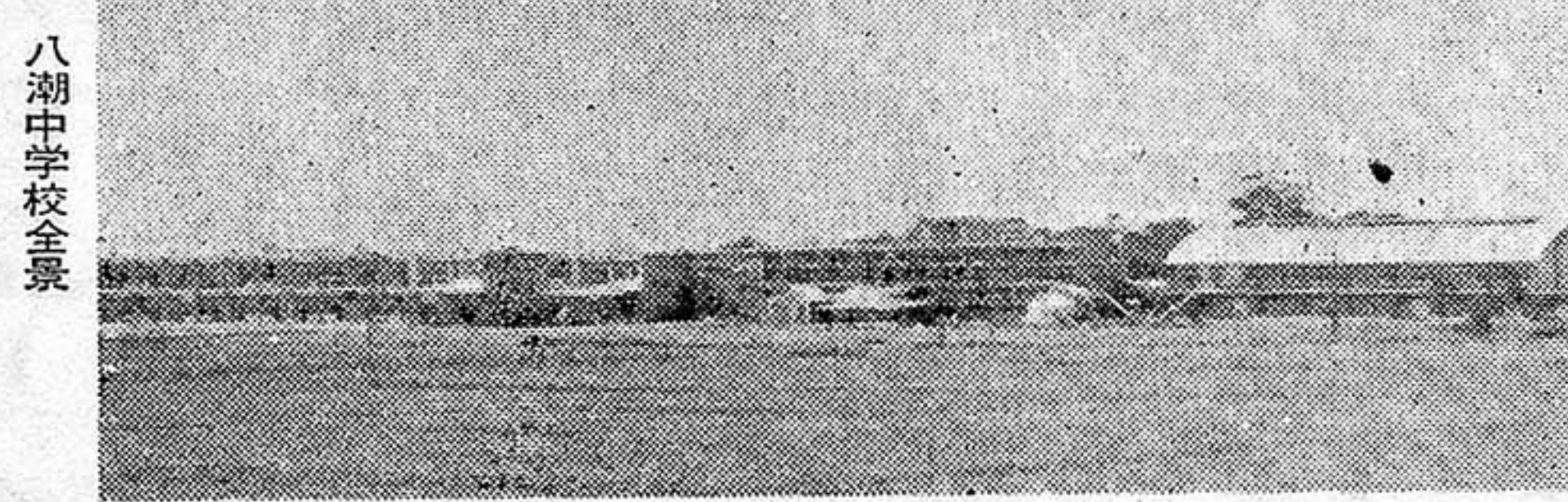
昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。



八潮中学校全景

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

昭和三十一年九月二十八日は古くは、私と町の住民として又中学校を領する責任者として、これ以上の喜びはありません。

祝八潮町誕生

議長 鈴木 慶助		副議長 堀井勇之助		議員 大久保才一郎		議員 島根 栄吉		議員 田中 清太郎		議員 小泉 小五郎		議員 小嶋 芳一		議員 小嶋 正吾		議員 小嶋 昌吉		議員 小嶋 時雄		議員 小嶋 誠治		議員 小嶋 謙一		議員 小嶋 泰一		議員 小嶋 泰二		議員 小嶋 泰三		議員 小嶋 泰四		議員 小嶋 泰五		議員 小嶋 泰六		議員 小嶋 泰七		議員 小嶋 泰八		議員 小嶋 泰九		議員 小嶋 泰十		議員 小嶋 泰十一		議員 小嶋 泰十二		議員 小嶋 泰十三		議員 小嶋 泰十四		議員 小嶋 泰十五		議員 小嶋 泰十六		議員 小嶋 泰十七		議員 小嶋 泰十八		議員 小嶋 泰十九		議員 小嶋 泰二十		議員 小嶋 泰二十一		議員 小嶋 泰二十二		議員 小嶋 泰二十三		議員 小嶋 泰二十四		議員 小嶋 泰二十五		議員 小嶋 泰二十六		議員 小嶋 泰二十七		議員 小嶋 泰二十八		議員 小嶋 泰二十九		議員 小嶋 泰三十		議員 小嶋 泰三十一		議員 小嶋 泰三十二		議員 小嶋 泰三十三		議員 小嶋 泰三十四		議員 小嶋 泰三十五		議員 小嶋 泰三十六		議員 小嶋 泰三十七		議員 小嶋 泰三十八		議員 小嶋 泰三十九		議員 小嶋 泰四十		議員 小嶋 泰四十一		議員 小嶋 泰四十二		議員 小嶋 泰四十三		議員 小嶋 泰四十四		議員 小嶋 泰四十五		議員 小嶋 泰四十六		議員 小嶋 泰四十七		議員 小嶋 泰四十八		議員 小嶋 泰四十九		議員 小嶋 泰五十		議員 小嶋 泰五十一		議員 小嶋 泰五十二		議員 小嶋 泰五十三		議員 小嶋 泰五十四		議員 小嶋 泰五十五		議員 小嶋 泰五十六		議員 小嶋 泰五十七		議員 小嶋 泰五十八		議員 小嶋 泰五十九		議員 小嶋 泰六十		議員 小嶋 泰六十一		議員 小嶋 泰六十二		議員 小嶋 泰六十三		議員 小嶋 泰六十四		議員 小嶋 泰六十五		議員 小嶋 泰六十六		議員 小嶋 泰六十七		議員 小嶋 泰六十八		議員 小嶋 泰六十九		議員 小嶋 泰七十		議員 小嶋 泰七十一		議員 小嶋 泰七十二		議員 小嶋 泰七十三		議員 小嶋 泰七十四		議員 小嶋 泰七十五		議員 小嶋 泰七十六		議員 小嶋 泰七十七		議員 小嶋 泰七十八		議員 小嶋 泰七十九		議員 小嶋 泰八十		議員 小嶋 泰八十一		議員 小嶋 泰八十二		議員 小嶋 泰八十三		議員 小嶋 泰八十四		議員 小嶋 泰八十五		議員 小嶋 泰八十六		議員 小嶋 泰八十七		議員 小嶋 泰八十八		議員 小嶋 泰八十九		議員 小嶋 泰九十		議員 小嶋 泰九十一		議員 小嶋 泰九十二		議員 小嶋 泰九十三		議員 小嶋 泰九十四		議員 小嶋 泰九十五		議員 小嶋 泰九十六		議員 小嶋 泰九十七		議員 小嶋 泰九十八		議員 小嶋 泰九十九		議員 小嶋 泰一百	
----------	--	-----------	--	-----------	--	----------	--	-----------	--	-----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-----------	--

編集後記

村民待望の町制施行の日も十月一日と定まり、誠に御目出度い極みであります。八潮だよりも、村長の指示により記念特集号を編集し十月一日発行日として、四頁の印刷をいたしました。九月末には御手許に届くでしょう。御愛読願います。申上るまでもないことではありますが、町制施行がもたらした喜びのムードは非常なものであります。町が行う数々の行事の